

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月2日
【会社名】	前澤化成工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KASEI INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 田中 理
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町17番10号
【電話番号】	(03) 5962-0711 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 大庭 広紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町17番10号
【電話番号】	(03) 6264-9911
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 大庭 広紀
【縦覧に供する場所】	前澤化成工業株式会社 北関東支店 (さいたま市大宮区東町二丁目20番) 前澤化成工業株式会社 関西支店 (大阪市中央区安土町三丁目3番9号) 前澤化成工業株式会社 中部支店 (名古屋市中区錦二丁目9番29号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年3月31日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月31日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 前澤工業株式会社との株式移転計画書承認の件

前澤工業株式会社と当社（以下、前澤工業株式会社と当社を総称して「両社」といいます。）は、2026年6月1日（予定）をもって、共同株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により両社の完全親会社となる前澤ホールディングス株式会社を設立し、両社の経営統合を行うこと（以下、「本経営統合」といいます。）に合意し、2025年12月16日開催の両社取締役会における決議に基づき、同日付で、両社間で、本経営統合に係る経営統合契約書を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

なお、本経営統合及び本株式移転の実施は、両社の株主総会の承認並びに本経営統合及び本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可の取得等を前提としております。

つきましては、本株式移転計画の承認をするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記第1号議案が承認され、かつ2026年6月1日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条を全文削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものです（かかる定款の一部変更を、以下「本定款一部変更」といいます。）。

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第1号議案が原案どおりに承認されること、ならびに2026年5月31日（日曜日）の前日までに上記第1号議案においてご承認いただく株式移転計画の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として2026年5月31日（日曜日）にその効力を生じるものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	99,505	5,802	1	（注）1	（注）2 可決（94.150%）
第2号議案	99,853	5,676	1	（注）1	（注）2 可決（94.281%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．賛成の割合は、本臨時株主総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。